

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大による緊急事態宣言発令後の歯科治療における院内感染予防に関する基本的考え方

公益社団法人日本小児歯科学会

政府の緊急事態宣言発令に伴い、地域の新型コロナウイルス感染症対策本部の指示にしたがって行動が制限されます。不要不急の外出自粛が要請されますので、実際には急性症状のある症例や処置が必要な外傷の症例などを除いて歯科診療を延期することになります。どうしても治療が必要な場合には、歯科診療室がウイルスの感染源となることを防止するために以下のことに注意すべきであると考えています。

1. 歯科治療は新型コロナウイルスが潜伏するエアロゾル発生による感染リスクが高いことを認識すべきである。
2. 初診や再診にかかわらず、患者には感染を想定した問診と体温計測が必要である。
3. 症状のない患者であっても新型コロナウイルスに感染している可能性があり、感染源となり得る。
4. 緊急を要しない患者のリコールはウイルス感染の拡大がみられる期間は延期する。
5. 外科的手術についても不急と判断できる場合は延期する。
6. 診療に際して以下のスタンダード・プリコーションを徹底する。
 - 1) 診療前後の手洗い
 - 2) PPE（个人防护用具：マスク、グローブ、ゴーグル、フェイスマスク、ガウン等）の使用
 - 3) 室内換気および診療後の環境表面の消毒
6. 空中のウイルス密度を少なくするために、診療における患者毎の時間的インターバルの設定（診療間隔を10分以上とする）に配慮し、室内の換気を行う。
7. エアロゾルの発生と被ばくを最小限にするため、高速切削器具や超音波スケーラー等の使用を必要最小限にとどめる。
8. 診察および診療時以外は患者にマスクを装着させる。
9. 患者が次の事項に該当する場合には、診療の延期を考慮する。
 - 1) 4日以内に「37.5℃以上の発熱」や「咳や息苦しさなど」の症状を有する。
 - 2) 現在、同居する家族等が発熱・咳などの症状を有する。
 - 3) 現在、同居する人が自宅隔離を要請されている。
 - 4) 過去14日以内に、海外渡航の履歴がある。
 - 5) 過去14日以内に、海外から帰国した人との濃厚接触歴がある。
 - 6) 過去14日以内に、屋内で50人以上が集まる集会・イベントに参加したことがある。
 - 7) 味覚異常、嗅覚異常がある。
 - 8) 緊急を要しない歯科症状の場合
10. 上記9-1)～7)に該当した場合、高速切削器具による飛散を伴う処置は行わない。ただし、菌性感染症による発熱を伴う場合はこれに該当しない。
11. 緊急処置の対象となる疾患
 - 1) 急性症状を伴う歯髄炎、根尖性歯周炎
 - 2) 膿瘍、顎炎
 - 3) 外傷

*高速切削器具の使用を最小限にとどめ、口腔外バキュームを使用する。

参考資料)

1. 厚労省「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き・第1版」(3月17日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000609467.pdf>
2. 厚労省「新型コロナウイルスに関するQ&A (医療機関・検査機関の方向け)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html
3. 国立感染研究所 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理 (改訂 2020 年 3 月 19 日)
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>
4. 内閣府 HP 「新型コロナウイルス感染症対策」
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
5. 日本医師会 HP <https://www.med.or.jp>
6. 日本歯科医師会 HP <https://www.jda.or.jp>
7. 日本口腔外科学会 「新型コロナウイルス (COVID-19) への口腔外科の対応に関する注意喚起 Ver. 1. 1」
<https://www.jsoms.or.jp/pdf/2020/0331news.pdf>